

## 平成三十年国土交通省令第八百三号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三十九条  
第一項、第四十一条、第四十五条及び第四十七条並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する  
特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）第一条第二号から第五号までの規定に基づき、所  
有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

目次

### 第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化のための特別の措置

#### 第一節 地域福利増進事業の実施のための措置

##### 第一款 地域福利増進事業の実施の準備（第四条～第十条）

##### 第二款 裁定による特定所有者不明土地の使用（第十一条～第三十三条）

##### 第三款 収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例（第三十四条 ～第五十一条）

##### 第四款 都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例（第五十二 条）

##### 第五款 特定所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一 条

##### 第六款 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置（第五十四条～第五十七条）

##### 第七款 所有者不明土地利用円滑化等推進法人（第五十八条）

##### 第八款 雜則（第五十九条～第六十条）

##### 第九款 総則（第五十九条～第六十条）

##### （土地所有者確認必要情報を保有すると思料される者）

第一条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一  
条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第二号、第三号、第十  
号並びに第十号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで並びに令第  
八条第二号から第四号まで及び令第九条第一号から第四号まで又は令第十一条第一号から第四号  
までに掲げる措置（市町村長が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」  
といふ）第三十八条第一項の規定による勧告をしようとする場合又は国の行政機関の長若しく  
は地方公共団体の長（以下「国・行政機関の長等」という。）が法第四十二条第一項から第三項  
まで若しくは第五項（第四項に係る部分を除く。）の規定による請求をしようとする場合にあつ  
ては、令第一条第一号から第四号までに掲げる措置）により判明したものに限る。

一 当該土地を現に占有する者  
二 当該土地に関し所有権以外の権利を有する者  
三 当該土地に關する物件に關し所有権その他の権利を有する者  
四 令第一条第五号に規定する措置をとつてもなお当該土地の所有者の全部又は一部を確知する  
ことができる場合においては、当該措置の対象者  
五 当該土地の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該土地が特別区の区域内  
にある場合にあっては、都の知事）  
六 当該土地の地籍調査票を備えると思料される都道府県の知事又は市町村の長  
七 当該土地が農地である場合においては、その農地台帳を備えると思料される農業委員会が置  
かれている市町村の長  
八 当該土地が森林の土地である場合においては、その林地台帳を備えると思料される市町村  
の長  
九 当該土地が所有者の探索について特別の事情を有するものとして国土交通大臣が定める土地  
である場合においては、国土交通大臣が定める者  
十 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者

ロ 当該土地の所有者と思料される者が日本の国籍を有し、かつ、外国に住所を有すると思料  
される場合であつて、探索を行つう者が国の行政機関の長等である場合においては、在外公館  
の長  
イ 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者  
ロ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管  
財人  
ハ イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附  
票を備えると思料される市町村の長  
イ 当該法人の代表者  
ロ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管  
財人  
ハ イ又はロに掲げる者が記録されている書類  
（土地の所有者と思料される者が記録されている書類）

十一 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者  
ロ 当該法人の代表者  
イ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管  
財人  
ハ イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附  
票を備えると思料される市町村の長  
イ 当該法人の代表者  
ロ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管  
財人  
ハ イ又はロに掲げる者が記録されている書類  
（土地の所有者と思料される者が記録されている書類）

十一 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者  
ロ 当該法人の代表者  
イ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管  
財人  
ハ イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附  
票を備えると思料される市町村の長  
イ 当該法人の代表者  
ロ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管  
財人  
ハ イ又はロに掲げる者が記録されている書類  
（土地の所有者と思料される者が記録されている書類）

## 第二章 戸籍の附票

二 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿（当該法  
人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地  
縁団体である場合にあつては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十  
一条第二項に規定する台帳）

一 令第一条第四号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。  
（土地の所有者を特定するための措置）

二 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、前項第一号イからハまでに  
掲げる書類

一 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿（当該法  
人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地  
縁団体である場合にあつては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十  
一条第二項に規定する台帳）

一 令第一条第五号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 当該土地の所有者と思料される者（未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含  
む。次号において同じ。）に対する書面の送付

一 当該土地の所有者と思料される者への訪問

二 当該土地の所有者と思料される者への訪問

二 申請者の氏名又は名称及び住所

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種別（法第二条第三項各号に掲げる事業の別をいう。次条第一項第二号及び第二十九  
条第一項第二号において同じ。）

三 立入りの目的

一 特定所有者不明土地への立入り等の許可の申請手続

二 法第六条の規定による許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した立入許  
可申請書を特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種別（法第二条第三項各号に掲げる事業の別をいう。次条第一項第二号及び第二十九  
条第一項第二号において同じ。）

三 立入りの目的

一 特定所有者不明土地の所在及び地番

二 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

三 前項の立入り許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書

二 特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた前項第五号に掲げる事項を明ら  
かにする書類

三 特定所有者不明土地の写真



- 五 当該土地等の権利者と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者
- ロ 当該法人の代表者
- イ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管財人
- ハ イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長
- (土地等の権利者と思料される者が記録されている書類)
- 第十七条 第二条第一項の規定は、令第九条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。
- 2 第一条第二項の規定は、令第九条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。
- (土地等の権利者を特定するための措置)
- 第十八条 第三条の規定は、令第九条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。
- (裁定申請書の添付書類)
- 第十九条 法第十条第三項第五号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの（地域福利増進事業を実施する者（以下この条において「事業者」といい、法第十九条第一項の規定による裁定の申請をしようとする場合においては、使用権者（同項に規定する使用権者をいう。以下同じ。）以下この条において同じ。）が国又は地方公共団体である場合にあっては、第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）とする。
- 一 事業者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 二 事業を実施する区域（以下「事業区域」という。）を表示する図面
- 三 特定所有者不明土地（法第十九条第一項の規定による裁定の申請をしようとする場合にあっては、使用権設定土地（同項に規定する使用権設定土地をいう。第二十八条において同じ。）以下この条及び第二十二条において同じ。）の実測平面図
- 四 特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた法第十条第二項第六号に掲げる事項を明らかにする書類
- 五 特定所有者不明土地の写真
- 六 特定所有者不明土地にある物件が簡易建築物等（法第二条第二項に規定する簡易建築物等をいう。）のうち、法第二条第二項の政令で定める基準に該当するもの（次号及び第三十九条第一項第六号において「朽廃建築物」という。）以外のもの（以下この号及び第三十九条第一項第五号において「簡易建築物」という。）である場合においては、次に掲げる書類
- イ 当該簡易建築物の種類、構造及び床面積を記載した書類
- ロ 当該簡易建築物の写真
- 七 特定所有者不明土地にある物件が朽廃建築物である場合においては、次に掲げる書類
- イ 当該朽廃建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況を記載した書類
- ロ 当該朽廃建築物の建築時からの経過年数を明らかにする書類
- 八 法第二条第三項第一号に掲げる事業（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路の整備に関するものを除く。）又は同項第六号に掲げる事業を実施しようとする場合において、長期にわたる土地の使用を要するときは、当該事業により整備する施設と同種の施設がその周辺の地域において不足していることを明らかにする書類
- 九 事業計画を表示する図面
- 十 特定所有者不明土地にある物件の所有者の全部又は一部を確知することができない場合においては、次に掲げる書類
- イ 当該物件の所有者の全部又は一部を確知することができない事情を記載した書類
- ロ 当該物件の所有者の探索の過程において得られたイに規定する事情を明らかにする書類
- 十一 特定所有者不明土地等の権利者（土地又は当該土地にある物件に関し所有権以外の権利を有する者をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を確知することができない場合においては、次に掲げる書類

- イ 特定所有者不明土地等の権利者の全部又は一部を確知することができない事情を記載した書類
- ロ 特定所有者不明土地等の権利者の探索の過程において得られたイに規定する事情を明らかにする書類
- 十二 法第十条第三項第二号ホの補償金の見積額の積算の基礎を明らかにする書類
- 十三 事業者の組織体制に関する事項を記載した書類
- 十四 事業者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことを誓約する書類
- （住民の意見を反映させるために必要な措置）
- 第二十条 法第十条第五項の国土交通省令で定める方法は、協議会の開催又は裁定申請に係る事業計画の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。
- （裁定申請があつた旨等の公告の方法）
- 第二十一条 法第十二条第四項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うほか、都道府県知事がその公告すべき内容を事業区域内の適当な場所に掲示して行わなければならぬ。ただし、当該事業区域内に掲示して行うことが困難であるときは、当該事業区域の付近にこれを掲示して行うことができる。
- （異議等の申出の方法）
- 第二十二条 法第十二条第四項第三号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番
- 三 法第十二条第四項第三号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由
- 四 法第十二条第四項第三号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨
- （公告事項）
- 第二十三条 法第十二条第四項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から二月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第十三条第一項の裁定をすることがある旨とする。
- 2 法第十二条第二項において準用する法第十二条第四項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から一月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第十九条第三項の裁定をすることがある旨とする。
- （裁定申請があつた旨の通知の方法）
- 第二十四条 法第十二条第五項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、文書により行わなければならない。
- （裁定申請の却下の通知の方法）
- 第二十五条 法第十二条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、文書により行わなければならない。
- （証明書の様式）
- 第二十六条 法第十三条第六項（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、別記様式第七によるものとする。

- (裁定の公告の方針)
- 第二十七条** 法第十四条（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。  
 (標識の設置の方法)
- 第二十八条** 法第二十条第一項の規定による標識の設置は、次に掲げる事項を表示した標識により行わなければならない。
- 一 使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨
  - 二 使用権者の氏名又は名称
  - 三 使用権設定土地の所在及び地番
  - 四 土地使用権等（法第十条第一項に規定する土地使用権等をいう。次条において同じ。）の始期（物件所有権（同項第二号に規定する物件所有権をいう。）にあっては、その取得の時期。次条第一項第七号において同じ。）
  - 五 土地等使用権（法第十一条第二項第八号に規定する土地等使用権をいう。以下この号及び次条第一項第八号において同じ。）の存続期間（法第十九条第四項において準用する法第十五条の規定により土地等使用権の存続期間が延長された場合にあっては、当該延長後の存続期間。次条第一項第八号において同じ。）
  - 六 裁定を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先
  - 七 法第二十条第二項の規定に違反したときは、法第六十二条第一項第二号の規定により罰金に処せられる旨
- (権利の譲渡の承認の申請手続)
- 第二十九条** 法第二十二条第一項の規定による承認の申請をしようとする使用権者は、次に掲げる事項を記載した譲渡承認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 使用権者及び土地使用権等の全部又は一部を譲り受けようとする者（以下この条において「譲受人」という。）の氏名又は名称及び住所
  - 二 事業の種別
  - 三 讓受人が実施する事業の事業区域
  - 四 承認の申請をする理由
  - 五 土地使用権等の目的となつている土地の所在及び地番又は物件の種類及び数量
  - 六 土地使用権等を譲り渡す時期
  - 七 土地使用権等の始期
  - 八 土地等使用権の存続期間
- 2 土地使用権等の一部を譲り渡そうとする場合においては、使用権者が土地使用権等を譲り渡した後に実施する事業の事業区域
- 前項の譲渡承認申請書には、次に掲げる書類（使用権者が国又は地方公共団体である場合にあっては第九号ニに掲げるものを除き、譲受人が国又は地方公共団体である場合にあっては第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。
- 一 使用権者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
  - 二 譲受人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
  - 三 譲受人が実施する事業の事業区域を表示する図面
  - 四 譲受人が実施する事業の事業計画書
  - 五 譲受人が実施する事業の事業計画を表示する図面
  - 六 事業の実施に關して行政機関の長の許可、認可その他の处分を必要とする場合においては、譲受人について、これらの処分があつたことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書
  - 七 譲受人の組織体制に関する事項を記載した書類
  - 八 譲受人（法人である場合は、その役員）が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類
  - 九 土地使用権等の一部を譲り渡そうとする場合においては、次に掲げる書類

- (裁定の公告の方針)
- 第二十七条** 法第二十二条第二項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 第二十八条** 法第二十三条第二項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 第二十九条** 法第二十五条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第八によるものとする。  
 (裁定の取消しの公告の方針)
- 第三十条** 法第二十二条第二項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 第三十一条** 法第二十三条第二項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 第三十二条** 法第二十五条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第八によるものとする。  
 (裁定申請書の様式)
- 第三十三条** 法第二十六条第二項において準用する法第十三条第六項に規定する証明書の様式は、別記様式第九によるものとする。
- 第三十四条** 法第二十七条第二項に規定する裁定申請書の様式は、別記様式第十によるものとする。  
 (事業計画書の記載事項)

- 第三十五条** 法第二十七条第三項第一号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 事業計画の概要
  - 二 事業の開始及び完成の時期
  - 三 事業に要する経費及びその財源
  - 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
  - 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地の面積及び物件の数量の概数並びにこれらを必要とする理由
  - 六 起業地（土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十七条第一項第二号に規定する起業地をいう。第三十九条において同じ。）を当該事業に用いることが相当であり、又は土地の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由
  - 七 土地閑係人確知必要情報を保有すると思料される者
- 第三十六条** 令第十一條第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ロ及びハ、第二号ロ及びハ、第三号ロ及びハ、第五号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで及び令第十一條第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。
- 一 当該土地に關し占有権以外の権利を有する者の探索を行ふ場合においては、次に掲げる者
  - 二 当該土地を現に占有する者
  - 三 当該土地の所有者
  - 四 当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者
  - 五 当該土地の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該土地が特別区の区域内にある場合にあっては、都の知事）
  - 六 当該土地が農地である場合においては、その農地台帳を備えると思料される農業委員会が置かれている市町村の長
  - 七 当該土地にある物件の所有者の探索を行ふ場合においては、次に掲げる者
  - 八 当該物件を現に占有する者
  - 九 当該物件に關し所有権以外の権利を有する者

- 二ハ 当該土地に関する所有権その他の権利を有する者  
当該物件（地方税法第三百四十二条第三号に規定する家屋であるものに限る。）の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該物件が特別区の区域内にある場合にあっては、都の知事）
- 三一 当該土地にある物件に関する所有権以外の権利を有する者の探索を行う場合においては、次に掲げる者  
イ 当該物件を現に占有する者  
ロ 当該物件の所有者  
ハ 当該土地に関し所有権その他の権利を有する者  
四 令第十二条第五号に規定する措置をとつてもなお当該土地の関係人の全部又は一部を確知することができなかつた場合においては、当該措置の対象者
- 五 当該土地の関係人と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者  
イ 親族  
ロ 当該土地の関係人と思料される者が日本の国籍を有し、かつ、外国に住所を有すると思料される場合であつて、探索を行う者が国の行政機関の長等である場合においては、在外公館の長
- 六 当該土地の関係人と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者  
イ 当該法人の代表者  
ロ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管財人  
ハ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管財人  
八イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長
- （土地の関係人と思料される者が記録されている書類）
- 第三十七条 第二条第一項の規定は、令第十二条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。
- ハイ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長
- （土地の関係人と思料される者が記録されている書類）
- 第三十八条 第二条第一項の規定は、令第十二条第五号の国土交通省令で定める書類について準用する。（裁定申請書の添付書類）
- 二 第一条第二項の規定は、令第十二条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。（土地の関係人を特定するための措置）
- 第三十九条 法第二十七条第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。  
一 起業者（土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。第四十五条において同じ。）が法人である場合には、当該法人の登記事場証明書
- 二 特定所有者不明土地の実測平面図
- 三 特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた法第二十七条第二項第四号に掲げる事項を明らかにする書類
- 四 特定所有者不明土地の写真
- 五 特定所有者不明土地にある物件が簡易建築物である場合には、次に掲げる書類  
イ 当該簡易建築物の種類、構造及び床面積を記載した書類  
ロ 当該簡易建築物の写真
- 六 特定所有者不明土地にある物件が朽廃建築物である場合には、次に掲げる書類  
イ 当該朽廃建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況を記載した書類  
ロ 当該朽廃建築物の建築時からの経過年数を明らかにする書類
- 七 起業地を表示する図面
- 八 事業計画を表示する図面
- 九 第三十五条各号に掲げる事項の内容を説明する書類がある場合においては、当該書類  
十 特定所有者不明土地の関係人の全部又は一部を確知することができない場合においては、次に掲げる書類

- イI 特定所有者不明土地の関係人の全部又は一部を確知することができない事情を記載した書類  
ロ 特定所有者不明土地の関係人の探索の過程において得られたイに規定する事情を明らかにする書類
- 十一 法第二十七条第三項第二号ホの補償金の見積額の積算の基礎を明らかにする書類  
前項第七号に掲げる書類は、次に掲げるところにより作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。（裁定申請があった旨等の公告の方法）
- 十二 縮尺二万五千分の一（二万五千分の一がない場合は五万分の一）の一般図によつて起業地の位置を示すこと。  
二 縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によつて起業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを見示すこと。
- 三 第一项第八号に掲げる書類は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとする。（裁定申請があった旨等の公告の方法）
- 二十四条 法第二十八条第一項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの位置を示すこと。  
二 縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によつて起業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを見示すこと。
- 三 第一项第八号に掲げる書類は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとする。（裁定申請があった旨等の公告の方法）
- 二十四条 法第二十八条第一項第三号の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。  
一 申出者の氏名又は名称及び住所  
二 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番  
三 法第二十八条第一項第三号イの規定による申出をしようとする場合には、当該異議の内容及びその理由  
四 法第二十八条第一項第三号ロの規定による申出がないときは、都道府県知事が法第三十二条第有者不明土地の所有者である旨  
（公告事項）  
（裁定申請があつた旨の通知の方法）
- 四十二条 法第二十八条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から二週間以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第三十二条第一項の裁定をすることがある旨とする。（裁定申請があつた旨の通知の方法）
- 四十三条 法第二十八条第一項の規定による通知は、文書により行わなければならない。（裁定申請の却下の通知の方法）
- 四十四条 法第二十九条第三項の規定による通知は、文書により行わなければならない。（裁定手続開始の決定の通知）
- 四十五条 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により裁定手続の開始を決定したときは、直ちに、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。（裁定手続開始の決定の方法）
- 四十六条 法第三十条第一項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。（証明書の様式）
- 四十七条 法第三十二条第六項において準用する法第十三条第六項に規定する証明書の様式は、別記様式第十一によるものとする。（裁定の公告の方法）
- 四十八条 法第三十三条の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(担保の取得及び取戻しに関する手続)

**第四十九条** 法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する

同法第八十三条第七項の担保の取得及び取戻しに関する手続については、土地収用法施行規則

において、同令第十九条、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項中「収用委員会」

とあり、並びに同令第二十条第二項中「収用委員会の会長」とあるのは、「都道府県知事」と読

み替えるものとする。

(請求書及び要求書の記載事項)

**第五十条** 法第三十五条第一項において準用する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十五条第一項において準用する土地収用法第七十九条の規定による請求をしようとする場合においては、次に掲げる事項

イ 移転しなければならない物件の種類及び数量

ロ 移転しなければならない物件の移転料の見積額

ハ 移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格の見積額

二 法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第一項の規定による要求をしようとする場合においては、その理由

三 法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十五条第一項の規定による要求をしようとする場合においては、次に掲げる事項

イ 移転しなければならない物件の種類及び数量

(証明書の様式)

**第五十一条** 法第三十六条第二項において準用する法第十三条第六項に規定する証明書の様式は、別記様式第十二によるものとする。

**第二款 都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例**

**第五十二条** 都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例

**第五十三条** 第三十四条、第三十五条及び第三十九条から第四十六条までの規定は、法第三十七条第一項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、第三十五条第六号中「起業地」(土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十七条第一項第二号に規定する起業地をいう。)とあるのは、「事業地」(都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第六十条第二項第一号に規定する事業地をいう。)と、第三十九条第一項中「起業者」(土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。)とあるのは、「施行者」(都市計画法第四条第十六項に規定する施行者をいう。)と、同項第一号及び第四十五条中「起業者」とあるのは、「施行者」と、第三十九条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号中「起業地」とあるのは、「事業地」と読み替えるものとする。

2 第四十七条から第五十一条までの規定は、法第三十七条第三項の裁定について準用する。

**第五十三条** 法第四十一条第一項において準用する法第十三条第六項に規定する証明書の様式は、別記様式第十三によるものとする。

**第三章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置**

(土地所有者等関連情報)

**第五十四条** 法第四十三条第一項の国土交通省令で定める情報は、本籍、出生の年月日、死亡の年月日及び連絡先とする。

(都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続)

**第五十五条** 法第四十三条第二項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者(以下この条において「請求者」という。)は、次に掲げる事項(市町村長が法第三十八条第一項に規定する土地の規定による勧告を行ったため当該勧告に係る土地の土地所有者等(法第四十三条第一項に規定する土地の規定による勧告を行ったため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知らない場合)の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要がある場合において、同令第十九条、第二十条第一項から第三項まで若しくは第五項(第四項に係る部分を除く。)の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要がある場合において、同令第十九条、第二十二条第一項、第二十三条第一項中「収用委員会」とあり、並びに同令第二十条第二項中「収用委員会の会長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

として当該求めをしようとする場合にあっては、第三号に掲げるものを除く。)を記載した情報提供請求書を土地所有者等を知る必要がある土地(以下「対象土地」という。)の所在地を管轄する都道府県知事又は市町村長に提出しなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所

二 対象土地の所在及び地番

三 事業の種類及び内容

四 土地所有者等閲連情報の提供を求める理由

五 前各号に掲げるもののほか、土地所有者等閲連情報の提供について必要な事項

六 前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類(請求者が国の行政機関の長等である場合にあっては、第三号、第四号及び第六号に掲げるものを除く。)又は次条第一項に規定する書面を添付しなければならない。

一 請求者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

二 対象土地の登記事項証明書

三 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、前各号に掲げる書類又は当該行政機関の長の意見書

四 前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

五 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

二 対象土地の登記事項証明書

三 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、前各号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

四 前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

五 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

二 対象土地の登記事項証明書

三 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、前各号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

四 前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

五 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

二 対象土地の登記事項証明書

三 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、前各号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

四 前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

五 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

二 対象土地の登記事項証明書

三 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、前各号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

四 前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

五 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

二 対象土地の登記事項証明書

三 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、前各号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

四 前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

五 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

二 対象土地の登記事項証明書

三 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、前各号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

四 前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

五 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

又は国の行政機関の長等が法第四十二条第一項から第三項まで若しくは第五項（第四項に係る部分を除く。）の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして当該求めをしようとする場合にあっては、第三号に掲げるものを除く。）を記載した情報提供請求書を対象土地に工作物を設置している者その他の者に提出しなければならない。

一 当該求めをする国又は地方公共団体の機関の名称

二 対象土地の所在及び地番

三 事業の種類及び内容

四 土地所有者等関連情報の提供を求める理由

五 前各号に掲げるもののほか、土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

六 前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 対象土地の登記事項証明書

二 土地所有者等の探索の過程において得られた前項第四号に掲げる事項を明らかにする書類

（所有者不明土地対策計画の作成等の提案）

第三章 第四章 所有者不明土地対策計画の作成等の提案

第五十九条 法第五十三条第一項又は第二項の規定による職員の派遣をしようとする都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項にあっては、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときに当該要請をしようとする場合に限る。）を記載した職員派遣要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 事業の種類及び内容

二 派遣を要請する理由

三 前二号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（権限の委任）

第六十条 法第五十三条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北

海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則  
抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。  
附 則（平成三十一年四月二十五日国土交通省令第三五号）  
この省令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）  
(施行期日)  
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取  
り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年一一月一日国土交通省令第七五号）  
(施行期日)  
1 この省令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令  
和四年法律第三十八号）の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

2 (経過措置)  
この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これ  
を取り繕つて使用することができる。

第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。  
附 則（令和五年九月一五日国土交通省令第七〇号）  
この省令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則  
に規定する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年九月十六日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日国土交通省令第三二号）  
この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備  
に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年九月十六日）から施行する。

## 別記様式第一(第九条関係)

表

第 号	身 分 證 明 書
住 所 氏 名	
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第6条の規定により、地域福利増進事業を実施しようとする者の 命令 に基づいて、特定所有者不明土地及び当該特定所有者不明土地にある工作物に立ち入ることができる者であることを証する。	
年 月 日	
地域福利増進事業を実施しようとする者の氏名又は名称	
印	

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(抜粋)
第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地(特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八条第一項において同じ。)又は当該土地にある簡易建築物等その他の工作物に立ち入りて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要な限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。
第八条 第六条の規定により他の土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す證明書(国及び地方公共団体以外の者にあっては、その身分を示す證明書及び同条ただし書の許可を受けたことを証する書面)を携帯しなければならない。
3 前二項の證明書又は書面は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 備考

不要の部分は消すこと。

## 別記様式第二（第九条関係）（平成16年6月・追加）

第  
号  
立  
入  
許  
可  
証住  
所  
氏  
名  
又  
は  
名  
称

上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第6条の規定により、下記のとおり土地及び工作物に立ち入ることができる者であることを証する。

記

1. 地域福利増進事業の種別

2. 立入りの目的

3. 立ち入ることができる土地及び工作物の所在及び地番

4. 立ち入ることができる期間

年  
月  
日

都道府県知事

印

## 備考

- 「立入りの目的」については、測量、地質調査等のようにその内容を簡単に記載すること。
- 「立ち入ることができる土地及び工作物の所在及び地番」については、登記簿の記録によること。ただし、登記簿に記録がないときは、登記簿によることが適当ないときは、都、市、区、町村、大字及び字の名称によること。
- 不要の部分は消すこと。

別記様式第三（第九条関係）（平31国交令35・追加）  
表

第　号	身　分　證　明　書	
	住　所	氏　名
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第7条第1項の規定により、地域福利増進事業を実施しようとする者の委任に基づいて、障害物の伐採等をすることができる者であることを証する。		
年　月　日		
地域福利増進事業を実施しようとする者の氏名又は名称　印		

裏

<b>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）</b> <b>第七条</b> 前条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があるて、障害となる植物又は塁、柵その他の工作物（以下「障害物」という。）の伐採又は除去（以下「伐採等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、伐採等をすることができる。この場合において、都道府県知事は、許可を与えようとするときは、あらかじめ、当該障害物の確知所有者（所有者で知れているものをいう。以下同じ。）に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。 <b>第八条</b> 3 第一項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その現状を著しく損傷しないときは、前二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け、直ちに伐採等をすることができる。この場合においては、伐採等をした後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、公告するとともに、当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。 2 前条第一項又は第三項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その身分を示す証明書及び同条第一項又は第三項の許可を受けたことを証する書面を携帯しなければならない。	
--	--

3 前二項の証明書又は書面は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考

不要の部分は消すこと。

別記様式第四（第九条関係）（平31国交令35・追加）

第 号

伐採等許可証

住 所  
氏名又は名称

上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第7条第1項の規定により、下記のとおり障害物の伐採等をすることができる者であることを証する。

記

1. 地域福利増進事業の種別

2. 伐採等の目的

3. 特定所有者不明土地の所在及び地番

4. 障害物の種類及び数量

5. 障害物の確知所有者の氏名又は名称

6. 伐採等の方法及び範囲

7. 伐採等の期間

年 月 日

都道府県知事

印

備考

- 「伐採等の目的」については、測量、地質調査等のようにその内容を簡単に記載すること。
- 「特定所有者不明土地の所在及び地番」については、登記簿の記録によること。ただし、登記簿に記録がないとき等で登記簿によることが適当でないときは、郡、市、区、町村、大字及び字の名称によること。
- 不要の部分は消すこと。

別記様式第五（第十条関係）（平31国交令35・追加、令2国交令98・一部改正）

裁決申請書

年 月 日

成用委員会 御中

裁決申請者 住 所

氏名又は名称

相 手 方 住 所

氏名又は名称

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第9条第3項の規定により、下記のとおり土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請します。

記

1. 地域福利増進事業の種別

2. 損失の事実

3. 損失の補償の見積り及びその内訳

4. 協議の経過

裁決申請者 住 所  
氏名又は名称

備考

- 「相手方の氏名又は名称及び住所」については、確知することができない場合は、記載することを要しない。
- 「損失の事実」については、発生の場所、時期を併せて記載すること。
- 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、算算の基礎を明らかにすること。
- 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。

別記様式第六（第十四条関係）（平31國交令35・追加、令2國交令98・一部改正）

## 裁定申請書

年月日

都道府県知事 殿

住 所  
氏名又は名称

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第10条第1項の規定により、下記のとおり土地使用権等の取得についての裁定を申請します。

記  
1. 地域福利増進事業の種別

2. 事業区域

3. 裁定申請をする理由

4. 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び地図

5. 使用権設定土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

6. 土地使用権等の始期（物件所有権にあっては、その取得の時期）

7. 土地等使用権の存続期間を延長する期間及び当該延長後の存続期間  
備考  
不要の部分は消すこと。

別記様式第七（第二十六条関係）

表

第 号	身 分 証 明 書
住 所 職名及び氏名	
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第13条第5項の規定により、裁定申請に係る特定所有者不明土地及び当該特定所有者不明土地にある工作物への立入調査をすることができる者であることを証する。	
年 月 日	収用委員会 印

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋） 第十三条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下する場合を除き、裁定申請をした事業者が土地使用権等を取得することが当該裁定申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、土地使用権等の取得についての裁定をしなければならない。 2 前項の裁定（以下この章から第十八条までにおいて単に「裁定」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 四 土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額及びその支払の時期 4 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第四号に掲げる事項（同号の補償金の額に係るものに限る。）について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならない。 5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物等その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。 6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第十九条 3 都道府県知事は、前項において準用する第十二条第一項又は第二項の規定により第一項の規定による裁定の申請を却下する場合を除き、同項の規定による裁定の申請をした使用者が有する土地等使用権の存続期間を延長することが当該申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をしなければならない。 4 第十三条（第一項を除く。）から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。（後段略）	
--	--

備考  
不要の部分は消すこと。

## 別記様式第八（第三十二条関係）（平31固交令38・追加）

表

第　号	身　分　證　明　書	
	住　所	
	職名及び氏名	
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第25条 第2項の規定により、都道府県知事の命令に基づいて、使用権設定土地の原 状回復を行うことができる者であることを証する。		
年　月　日	都道府県知事	印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）		
第二十五条 都道府県知事は、前条の規定に違反した者に対し、相当の期限 を定めて、使用権設定土地を原状に回復することを命ずることができる。		
2 都道府県知事は、前項の規定により使用権設定土地の原状回復を命じよ うとする場合において、過失がなくして当該原状回復を命ずべき者を確定す ることができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると 認められるときは、その者の負担において、当該原状回復を自ら行い、又 はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができ。この場合に おいては、相当の期限を定めて、当該原状回復を行なべき旨及びその期限 までに当該原状回復を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若 しくは委任した者が当該原状回復を行なべき旨を、あらかじめ、公告しな ければならない。		
3 前項の規定により使用権設定土地の原状回復を行おうとする者は、その 身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示し なければならない。		

備考

不要の部分は消すこと。

## 別記様式第九（第三十三条関係）（平31固交令38・追加）

表

第　号	身　分　證　明　書	
	住　所	
	職名及び氏名	
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第26条 第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。		
年　月　日	都道府県知事	印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）		
第十三条		
6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す證明 書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならな い。		
7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの との解してはならない。		
第二十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、 使用権者（認定申請をしている事業者でまだ土地使用権等を取得していない もの及び使用権者であった者を含む。以下この項において同じ。）に対 し、その事業に關し報告をさせ、又はその職員に、使用権者の事務所、使 用権設定土地その他の場所に立ち入り、その事業の状況若しくは事業に係 る施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ ることができる。		
2 第十三第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入検査につ て準用する。		

別記様式第十（第三十四条関係）（平31年交令35・追加、令24年交令96・一部改正）

裁定申請書  
年月日

都道府県知事 殿

住 所  
氏名又は名称

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項の規定により、下記のとおり特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を申請します。

記

## 1. 事業の種類

## 2. 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び地図

## 3. 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確認することができない事情

## 4. 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期

## 5. 特定所有者不明土地及び当該土地にある物件の引渡し又は当該物件の移転の期限

## 6. 特定所有者不明土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

## 7. 事業の認定の告示の年月日

## 8. 収用又は使用の手続を保留していた場合においては、手続開始の告示の年月日

## 備考

不要の部分は消すこと。

別記様式第十一（第四十七条関係）

表

第号	身分証明書
住 所 職名及び氏名	
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第32条第5項の規定により、裁定申請に係る特定所有者不明土地及び当該特定所有者不明土地にある工作物への立入調査をすることができる者であることを証する。	
年月日	収用委員会 印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）	
第十三条	
6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
第三十二条 都道府県知事は、第二十九条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした起業者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならない。	
2 前項の裁定（以下この款において単に「裁定」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 五 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受け損失の補償金の額	
4 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならぬ。	
5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べたため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物等その他の工作物に立ち入り、その状況を調査せらるることができる。	
6 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。	
第三十七条	
3 都道府県知事は、前項において準用する第二十九条第一項又は第二項の規定により第一項の規定による裁定の申請（以下この項において「裁定申請」という。）を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした施行者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならない。	
4 第三十二条（第一項を除く。）から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。（後段略）	

## 備考

不要の部分は消すこと。

## 別記様式第十二(第五十一条関係)

表

第 号	身 分 証 明 書	
	住 所 職名及び氏名	
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第36条第4項における 第1項 の規定により、裁定申請に係る特定所有者不明土地及び当該 特定所有者不明土地にある工作物への立入調査をすることができる者であることを証する。		
年 月 日		
		都道府県知事 印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(抜粋)	
第十三条	
6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては ならない。	
第三十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、その職員に、 裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物等 その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。	
2 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。	
第三十七条	
3 都道府県知事は、前項において準用する第二十九条第一項又は第二項の規定により第 一項の規定による裁定の申請(以下この項において「裁定申請」という。)を却下すると き及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした施行者が 当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の收 用又は使用についての裁定をしなければならない。	
4 第三十二条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。 (後略)	

## 備考

不要の部分は消すこと。

## 別記様式第十三(第五十三条関係)

表

第 号	身 分 証 明 書	
	住 所 職名及び氏名	
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条第 1項の規定により、所有者不明土地の管理の適正化のための措置に係る管理不 全所有者不明土地又は管理不全隣接土地への立入調査をすることができる者で あることを証する。		
年 月 日		
		市町村長 印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(抜粋)	
第十三条	
6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては ならない。	
第四十一条 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、管理 不全所有者不明土地又は管理不全隣接土地に立ち入り、その状況を調査させることで きる。	
2 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。	

## 備考

不要の部分は消すこと。